

令和5年度野洲市監査計画

1. 監査の基本方針

令和5年度の野洲市の予算は、総合計画のめざすべき都市像「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝く、にじいろのまち」の実現のために、5つの分野のもと、各種の施策を展開する中で、本年度については、市が直面する様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できる予算とすることを基本として、その重点事業の主なものとしては、市立病院整備事業、野洲駅南口周辺整備事業、高専設置に伴う河川防災ステーション等整備事業、雨水幹線整備事業、道路新設改良事業、小中学校施設整備事業、いじめ等対策事業、子育て環境の充実のための保育施設等整備事業、健康づくり・介護予防推進事業、ふるさと納税推進事業等が計上されています。

令和5年度の監査にあたっては、これらの事業着手や進捗状況などに着目するとともに、各所属での事務事業が適切で効果的な事務執行が図られているかについて監査を行います。

また、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務事業の執行について経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施することにより、市の行財政運営が適正で効率的、かつ合理的な執行を確保することを目的として幅広い観点から監査等を行います。

2. 各種監査等の実施方針

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、期日を定めて監査を実施します。

6月までは令和4年度会計とし、9月以降は令和5年度会計を対象とします。

全課・施設（保・こ・幼・小・中学校は抽出）にわたって監査を実施します。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

随時監査及び行政監査については、定期監査と同じ範囲を対象として、財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、市の事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、随時監査を実施します。

(3) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金や負担金、貸付金、出資金などの財政的援助を行っている団体等に対し、必要があると認めるとき、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施します。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施します。

(4) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項、地方公営企業法第27条の2）

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月検査を実施します。

(5) 決算審査及び基金の運用状況審査並びに健全化判断比率等審査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行います。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行います。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかについて審査を行います。

(6) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）等については、その都度実施します。

3. 監査等実施計画

別紙の「令和5年度監査等実施計画」に基づいて実施します。

ただし、諸事情により変更して執行する場合があります。

4. 監査結果等の報告及び公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市ホームページに公表します。

5. 改善措置の報告及び公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表します。（地方自治法第199条第14項）

月	定期監査		財政援助 団体監査 その他	決算審査 財政健全 化審査	例月出納 検査
4	市民部	野洲市文化ホール 文化スポーツ振興課・スポーツ施設管理室 ・国スポ・障スポ大会推進室			3月分
	教育委員会	生涯学習課・文化財保護課			
5	環境経済部	環境課、商工観光課・企業連携戦略室・ 野洲クリーンセンター・蓮池の里処分場			4月分
6	総務部	総務課、人事課、税務課、納税推進課			5月分
7				決算審査	6月分
8				財政健全化 審査	7月分
9	教育委員会	学校教育課・教育研究所、教育総務課			8月分
	政策調整部	広報秘書課、財政課、企画調整課・ 行財政改革推進室・文化施設再編推進室			
	健康福祉部	地域医療政策課			
	市立野洲病院				
10	都市建設部	道路河川課・河川防災ステーション推進室・ 国県事業推進室、都市計画課、住宅課	財政援助 団体監査		9月分
	環境経済部	農林水産課・農業委員会事務局			
	みず事業所（上下水道課）				
11	健康福祉部	社会福祉課、保険年金課、 こども課・子育て支援センター 子育て家庭支援課・家庭児童相談室 高齢福祉課・地域包括支援センター ・介護保険課			10月分
12	健康福祉部	障がい者自立支援課・地域生活支援室 健康推進課・ワクチン接種推進室 野洲第3保育園			11月分
	教育委員会	野洲幼稚園、北野小学校			
1	健康福祉部	発達支援センター			12月分
	教育委員会	ふれあい教育相談センター、 学校給食センター、歴史民俗博物館、 野洲図書館			
	議会事務局				
2	市民部	市民課、市民生活相談課、協働推進課、 市民協働室、危機管理課			1月分
	会計課				
3	総務部	情報システム課、人権施策推進課 ・市民交流センター			2月分
	監査委員事務局				

※定期監査については、6月実施月までは「令和4年度会計」とし、9月以降は「令和5年度会計」とします。

※市立野洲病院の出納検査は、2月前のものとなります。

※監査等の実施は、諸事情により変更して執行する場合があります。